

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年11月12日

-第5号-

消費生活トラブル情報

注目!

## タレント・モデル契約のトラブルに注意!!

相談事例



インターネットで見つけた芸能事務所のオーディションに合格し、事務所と契約したところ、芸能スクールに通うための高額な入学金や月謝を要求された。  
(高校生 女性)

アドバイス



○タレント・モデル契約のきっかけは、以前に多く見られた繁華街でのスカウトに加えて、スマートフォンで検索したサイトや、SNSでの広告、SNSで知り合った人からの紹介等、様変わりしています。

○自分で探して見つけた相手だからといって安心だと思わず、契約をする際には、どのような活動をするのか、費用はかかるのかといった内容を十分に確認しましょう。

○業者はタレントやモデルに憧れる気持ちに付け込んで甘い言葉をかけてきますが、金銭の負担を求められる場合は特に注意が必要です。その場での契約は避け、家族に相談するなどして冷静に判断しましょう。

出典：国民生活センターHP：[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161130\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161130_1.pdf)

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

## 未成年者取消権

民法では、未成年者を保護するために、「**未成年者取消**」の制度が設けられています。

- 民法第5条「①未成年者が法律行為をするには、その**法定代理人※の同意**を得なければならない。
- ②前項の規定に反する法律行為は、**取り消すことができる**。」

※親権者などの保護者

## 未成年者の契約が取り消せない場合

- 1 法定代理人の同意を得た契約 (民法5条1項、2項)
- 2 お小遣いの範囲の契約 (民法5条3項)
- 3 成年であると「詐術」を行った場合 (民法21条)
- 4 結婚している場合 = 成年とみなされるため (民法753条)



# お知らせ

## 平成30年度「消費者啓発標語」の入選作品を決定しました！

【**最優秀賞**】 たかまつ まちこ 山陽小野田市 高松 真智子  
『**エシカルを 知って・広めて・消費して あなたの幸せおすそわけ**』

【**優秀賞**】 せきなが さやか 柳井学園高等学校 3年 関永 紗矢香  
『**だまされない そんな人が だまされる**』

【**優秀賞**】 こでら かい 柳井学園高等学校 3年 小寺 海  
『**「稼げるよ」世の中そんなに 甘くない**』

【**佳作**】 おきた たもつ 山口市 沖田 保  
『**傷あるリンゴ 曲がったキュウリ 同じ味だよ エシカル消費**』

【**佳作**】 おおたりくと 柳井学園高等学校 3年 大田 陸斗  
『**電話あり 被害に合う前 まずイヤヤ(188)**』

【**佳作**】 よしかね こうだい 山口大学教育学部附属山口中学校 3年 吉兼 広大  
『**気をつけて 美味しい話 まずい未来**』

消費者教育推進大使  
『ちよるる』

